「熊本県南豪雨義援金」募集要綱　　（第4版）

社会福祉法人熊本県共同募金会

１　趣旨

令和２年７月３日からの大雨は、熊本県南部に多くの被害をもたらし、県内１６市町村（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）に、さらに７月６日には１０市町（荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町）に災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

２　義援金の名称

３　募集期間

令和２年７月８日（水）から令和４年３月３１日（木）まで

４　義援金の受け入れについて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 口　座　番　号 | 口　座　名　義 |
| ゆうちょ銀行 | ００９７０－９－１９６４２４ | 熊本県共同募金会 豪雨義援金 |
| ・窓口からの振込手数料は無料となります。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
| 銀行　支店 | （普）２７５１０６５ | 熊本県南豪雨義援金  （福）熊本県共同募金会 |
| ・窓口からの振込手数料は無料となります。  ・全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での手数料は無料となります。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
| 銀行　本店営業部 | （普）３１８４６０６ | 熊本県南豪雨義援金  （福）熊本県共同募金会 |
| ・窓口からの振込手数料は無料となります。 | | |

　　＊上記以外の金融機関からの振込や、ＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は

有料です。

５　現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先　〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町３－７　熊本県総合福祉センター４階

社会福祉法人 熊本県共同募金会

６　義援金の配分

　　本会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

７　義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「熊本県南豪雨義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

［該当する税制優遇措置］

・所得税法第７８条第２項第１号及び法人税法第３７条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第３７条の２第１項第１号及び第３１４条の７第１項第１号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

８　その他

（１）災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

（２）この要綱は、令和２年　７月　８日から施行します。

８月　３日改正（第２版）

１１月１７日改正（第３版）

令和３年　２月２６日改正（第４版）

９　問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

〒860-0842　熊本市中央区南千反畑町３－７　熊本県総合福祉センター４階

（ＴＥＬ）０９６－３５４－３９９３

（ＦＡＸ）０９６－３５３－４５６６

（Ｅ-mail）info@akaihane-kumamoto.jp